

『新制度の基本的な考え方と骨子』(案) ②

制度の骨子

■対象事業所

温暖化ガスの排出量が相当程度大きい事業所* (義務の対象者は、対象事業所の所有者を基本に検討)
 ※燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間 1500 kℓ以上の事業所

◇ 対象事業所内のテナント事業者の取扱いについても検討：ビルオーナーの温暖化ガス削減対策への協力義務など

○対象事業所となるテナントビルの取扱いについては「その他の事項」を参照

○対象事業所に該当しなくなった場合の措置等

前年度の燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間 1500 kℓを下回った場合や事業廃止・工場閉鎖等の場合の措置について、現行制度の規定等を踏まえて検討

※現行制度：「3か年度連続して、年間の燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で 1500 kℓを下回った場合」や「工場の閉鎖など事業活動の廃止」等の場合には、対象事業者は都に「計画の中止」を申請。対象事業者は都から承認通知から 9 日以内に、それまでの間の対策結果等を記した「結果報告書」を提出・公表

■計画期間

- 1 制度開始年度 2010 (平成22) 年度 (予定)
- 2 計画期間 5年間程度 (例：第一計画期間 2010~2014 年度、第二計画期間 2015~2019 年度)

■義務の内容

1 削減義務

(1) 基準年度：現行制度での取組が新制度へ反映されるように設定

○「現行制度の計画期間(主として 2005-2009 年度)内のいずれかの複数年度に設定する方法」や「現行制度の基準年度(主として 2002-2004 の3か年度)とする方法」などを想定

※「取組の優れた事業所が評価される」という基本を踏まえ、その効果がより反映できるような考え方を踏まえて設定

(2) 削減義務水準：2つの視点*から検討

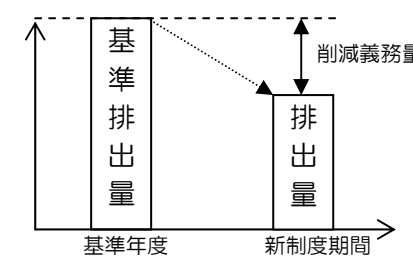
- ※ 視点① 削減対策の実施による削減余地等
- 視点② 都の温暖化ガス削減目標(2020 年までに 2000 年比▲25%)の達成

◇ なお、対策がトップレベルの事業所には、削減義務水準について一定の配慮

○トップレベルの事業所とは、総量削減を継続的に実現している事業所や、削減に向けた対策がトップレベルにある事業所を想定

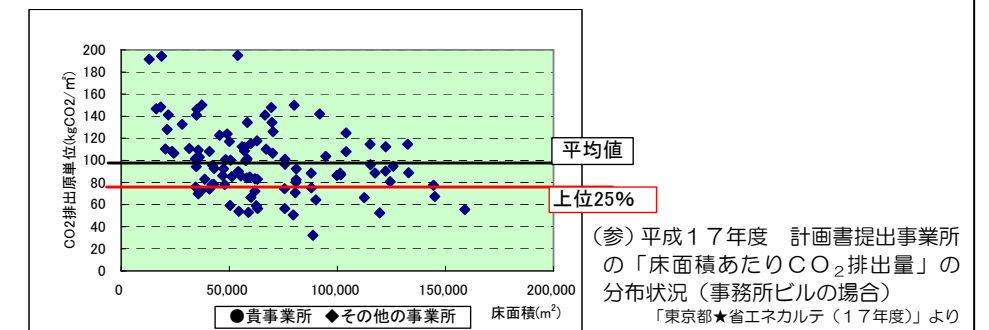
※「対策がトップレベルの事業所」の例：設備の更新に際しても、市場で販売されているものうち、エネルギー効率が高水準にある設備を導入しているなどの優れた対策を実施している事業所等を想定

一定の配慮のあり方としては、例えば、削減義務水準を軽減するなど



○「基準排出量」の設定
 基準年度(複数年度)におけるエネルギー使用量から、温暖化ガスの排出量を算出し、その平均値とすることなどを検討

※新規参入者の取扱い
 基準年度に稼働をしていなかった対象事業所など、制度への新規参入者の「基準排出量」は、現行制度で蓄積したデータ等をもとに、既対象事業所とのバランスを考慮しながら設定することを検討



(参) 平成17年度 計画書提出事業所の「床面積あたりCO₂排出量」の分布状況(事務所ビルの場合)
 「東京都★省エネカルテ(17年度)」より

2 計画書等の提出・公表の義務

「削減対策計画書」及び毎年度の「進捗状況報告書」(削減義務の履行に向けた確認)の提出・公表

■削減義務の履行手段の考え方

1 種類

(1) 自らの事業所での削減対策の実施

- 「自らの事業所での削減対策の実施」の優先を担保するため、取組に積極的な事業者を都が評価・公表する際には、この観点を重視した評価を行うなどの措置を検討
- 効果的な削減対策事例を示すなど、都が事業者の削減対策を支援

(2) 他者が実施した削減対策による削減量の取得(排出量取引)

- ア 対象事業所が義務量を超えて削減した量
- イ 都内の中小規模事業所が省エネ対策の実施により削減した量
- ウ グリーン電力証書の購入 など

◇ 都内での削減を基本とするが、「都外での削減対策により得られる削減量」を取引の対象にすることについても検討

- 「都内の中小規模事業所が省エネ対策の実施により削減した量」の取得を義務履行手段に位置づける意義
 グループ企業全体での取組も促進(中小規模工場、中小ビル、サプライチェーン全体での取組等)

- 「都外での削減対策により得られる削減量」の取扱い
 「都内での削減を基本とする」観点を踏まえ、都外からの取得量には一定の制限を設定するなど、義務履行手段として活用する場合の限定化を検討

2 排出量取引を通じた削減義務の履行は、認証された削減量のみ

■削減に積極的な事業者が経済的にメリットを享受

- 対象事業所は、義務量を超えて削減した量について、排出量取引により売却することが可能
- 中小規模事業所での省エネ対策の実施による削減量も排出量取引により売却可能

■削減に向けた中期的な投資を誘導するしくみの検討

- 温暖化ガス削減にむけた早期の取組を促進するため、5年間程度の計画期間を設定するが、同時に、2020年など中期的に必要な削減レベルを示し計画的な省エネ設備投資の実施を促進
- 併せて、「温暖化ガスの早期削減」を更に促進する観点から、「第一計画期間」で削減義務量以上に削減した量については、「第二計画期間へ繰り越す(バンキング)」しくみ等について検討

■実効性の確保

- 制度の実効性を確保する措置も用意

- 義務違反者に対しては、省エネ法の規定等を勧告し、勧告、氏名公表等の措置を検討
- 排出量・削減量を認証する第三者機関の虚偽報告等に対する措置も検討

■事業者の削減を促進するインセンティブの検討

- 対象事業所の取組が社会的・経済的に評価されるよう、都による評価・公表のしくみを検討
- 対象事業所及び中小事業所の設備投資等が早期に推進できるよう、金融機関等との連携を更に深める。(「環境金融プロジェクト」の更なる推進等)

■その他の事項

- ✓ 都が削減量の認証ルールを策定。認証は、第三者機関が行うことを想定
- ✓ 事業者の排出量を確認するためのシステムや、トップレベルの事業所の認定方法などの各種ガイドラインを整備
- ✓ 必要に応じ、計画期間の中間年で運営方法等を見直す。

- 削減量の認証ルールの策定にあたっては、現在、環境省や経済産業省で進められている同様の議論や国外の動向、専門家等の意見を踏まえながら、過大なコスト負担を伴うものとならないよう検討
- また、各種ガイドラインの作成は、専門家等の意見も踏まえ検討

■対象事業所となるテナントビルへの対応

効果的な温暖化ガス削減の推進のためには、ビルオーナー・テナント事業者双方の取組が必要
(例) 一般にビルの設備改修等はビルオーナーでなければ実施できないが、日常的な省エネルギー活動の推進等はテナント事業者の取組が必要

- 対象事業所(義務対象者):「義務の対象者は、対象事業所の所有者を基本」との考え方のもと、テナントビルの場合においても、義務対象者はビルオーナーを基本に検討

そのうえで、テナント事業者の取組を推進するため、

- テナント事業者は、ビルオーナーの総量削減義務等の履行に協力する義務
(協力の例) ビルオーナーの「削減対策計画書」等の作成への協力、ビル全体での温暖化ガス削減対策への協力など
※ テナント事業者の規模は、ビルの床面積全体に占める割合やエネルギー消費量の大きさ等を考慮し検討。テナント事業者の義務の実効性を確保する措置も検討

- ビルオーナーは、テナント事業者とともに、協働推進体制を整備

■全ての事業者(テナント事業者も含む)が、より効果的に温暖化ガス削減を推進するための規定も整備

[参考:環境確保条例] (地球温暖化対策の推進)

第5条の5 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策指針に基づき、地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。

2 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化の対策を推進するため、地球温暖化対策指針に定める組織体制の整備に努めなければならない。

3 温室効果ガス排出事業者は、その事業活動に係る他の温室効果ガス排出事業者が実施する温室効果ガスの排出の抑制のための対策の推進について、協力するよう努めなければならない。

【参考】推進体制の整備

パンフレット:テナントビルの省エネルギー対策(東京都地球温暖化対策推進ネットワーク作成)より抜粋

省エネ推進体制の整備

～ビルオーナーとテナントは省エネ推進のパートナー～

省エネルギー対策会議の開催

- ◆ ビルオーナーとテナントが集まって、省エネルギー対策について定期的に話し合います。

今月のテーマ

1. 各テナントの先月のエネルギー消費量
2. 今月の省エネ対策
◇ 共用エリアの設定温度
◇ 熱源機の停止
3. SFO社からの提案について

請求書へのエネルギー使用量併記

- ◆ 各テナントがエネルギー消費量の実態を把握できるよう、ビルオーナーは使用量の情報を提供しましょう。

Contents

1. 今月のエネルギー消費量
・ 電力量
・ 空調時間
・ 前月比、前年同月比
2. 当ビル他テナントとの比較
(例) 標準消費量の1.1倍エネルギー消費
18.0 kWh/m²
※ 当ビル平均より 1.1 kWh/m²多い
3. 省エネルギーに向けたアドバイス

館内規則等の見直し

- ◆ エネルギーの無駄使いに繋がる規則は変更しましょう。

〇〇ビル 館内規則

空調の運転時間
平日 9:00~18:00
土曜日 9:00~13:00
日曜日 休止

冷房運転時間
冷房 4月中旬~11月中旬
暖房 11月中旬~4月中旬

居室内温度
以下の温度を維持します。
冷房 24~26℃
暖房 23~25℃

テナントがいない土曜も空調?

春や秋にも冷房や暖房?

もっと省エネの温度設定にできないの?

省エネに協力的なテナントの優遇

- ◆ 省エネする意欲を高めるため、また継続的な実施のため、省エネに協力的なテナントへの優遇措置を検討しましょう。
- ◆ エネルギー消費量が減れば、ビルオーナーの経費も削減されます。

ビルの省エネルギー

経費削減

協力

収益向上

省エネに熱心なテナント

Special Discount

・ 固定料金から使用量に応じた請求へ
・ 共益費の特別割引 etc.

ビルを運営・管理するビルオーナーと実際にビルを利用するテナントの両者が協力しなければテナントビルの省エネルギー対策は実施できません。

省エネルギー対策について話し合い、館内規則や契約内容の見直し等も検討しながら推進体制を整備していきましょう。